

議会情報

川越市議会に関する情報をお知らせします。

決議

2月13日、川合市長に対する決議が提出され、原案可決となりました。決議の内容は以下のとおりです。

埼玉弁護士会からの戒告処分に対する川合善明市長の説明を求める決議

令和6年1月19日付官報号外第14号で懲戒処分の公告があった川合善明市長が埼玉弁護士会から令和5年12月21日に戒告処分を受けた事について、川合善明市長の説明を求める。

右、決議する。

令和6年2月13日

川越市議会

市政報告

上記決議を受けて、2月16日の本会議で川合市長から市政報告がありました。報告の内容は以下のとおりです。また、報告に対して4名の議員が質疑を行いました。

(要旨)

市道認定などを巡って、川合市長が平成28年に市民から損害賠償を請求された住民訴訟において、平成31年2月と令和元年9月の2度、正当な理由なく、相手側の代理人の承諾を得ないで原告と直接交渉したことが、弁護士職務基本規程第52条に反し、弁護士法第56条の非行に当たるとして、埼玉弁護士会から令和5年12月18日に戒告処分を受けたものです。

市政報告

埼玉弁護士会からの戒告処分について

公明党 | 無所属 | 日本共産党 | 無所属

問戒告処分を受けた事により今後の市政運営に影響があるのではないかと感じるがどのように考えるか。

答今回の処分について、市政運営に影響はないものと考えている。

問戒告処分を受けた事を市民から聞かれる場合があるので、市長自ら市民に説明する責任があると思うがどのように考えるか伺う。

答今後さまざまな機会を捉えて説明するなど、丁寧に対応していきたいと考えている。

問懲戒処分を受ける弁護士は、1年間に何人くらいいるのか。

答日本弁護士連合会の機関誌から推測すると、全国で120人程度の弁護士が懲戒処分を受けていると思うが、正確な数字を持ち合わせているわけではない。

問今回、懲戒処分の対象となる行為を行った市民に対して謝罪はしないのか。

答住民訴訟の原告になった人たちに対して謝罪すべきとは全く考えていない。

問懲戒処分を受けた事を市民に説明はしないのか。

答弁護士会からこういう理由で処分を受けたということをやを丁寧に説明していかなければならないと思っている。

問市長は市民との訴訟に関して私的な事として答えを避けてきた。懲戒請求の審議でも、訴訟の相手との接触を弁護士としての行為ではないと立場を使い分ける主張をした。市長の役割を考えれば慎むべきと考えるが、今後住民との関係で公人と私人の立場を使い分けることはあるのか。

答公人と私人を切り分けて振る舞うことがあるかという点については、当然そういうようなこともある。

問市が戒告する場合、どのような効果を期待するか。

答戒告は文字通り、戒めであるため、同じようなことを再びやらないようにという効果を期待しての処分である。

問結果をどう受け止めているか。

答懲戒処分を受けた事は重く受け止めている。

問市民から不安の声が寄せられた。これからも市民に寄り添い、一人一人を大切にする市政運営を行うのか。

答私なりにできる限り市民に寄り添い、市民の皆さまのために、行政運営をしていきたいと考えている。